

令和元年論文式会計学〔午後〕

問題 3 資産の除去に関して一定の負担義務がある場合、その会計処理には、引当金を計上する方法と資産除去債務を計上する方法が考えられる。次の〔資料〕に基づき、以下の **問 1** および **問 2** に答えなさい。なお、計算上、端数が生じる場合、その都度円未満を四捨五入すること。

〔資料〕

1. 当社(決算は年1回、決算日は3月31日)は、X1年4月1日に、機械を900,000円で取得した。この機械の耐用年数は3年である。
2. 当社は、この機械を、耐用年数が経過した直後に除去する予定であり、除去に必要な支出額を負担する法的義務がある。
3. この機械の除去に必要な支出額は75,000円と見積もられている。なお、この見積額は、X1年4月1日からX3年3月31日まで変更はない。
4. 割引率は3%とする。なお、この割引率は、X1年4月1日からX3年3月31日まで変動はない。
5. この機械の除去に必要な支出額について引当金を計上する場合、X2年3月31日における計上額は次のように計算することができる。

(計算方法) $75,000 \text{ 円} \div 3 \text{ 年} = 25,000 \text{ 円}$ $25,000 \text{ 円} \div 1.03^2 \approx 23,564.9 \text{ 円}$

引当金の計上額 23,565 円

問 1

- (1) 上記の機械について、「資産除去債務に関する会計基準」に従って資産除去債務を計上する場合、X2年3月31日における資産除去債務の額を計算しなさい。
- (2) 「資産除去債務に関する会計基準」において、引当金を計上する方法ではなく、資産除去債務を計上する方法が採用されている理由を説明しなさい。

問 2

- (1) 上記の機械について、X3年3月決算期に計上すべき、時の経過による資産除去債務の調整額を計算しなさい。
- (2) 「資産除去債務に関する会計基準」において、時の経過による資産除去債務の調整額は、財務費用とはみなされていない。その理由を説明しなさい。